

1 点検・評価の概要

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、平成29年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」といいます。）を行った結果をまとめたものです。

1 目的

点検・評価等は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たし、教育の一層の振興を図ることを目的として行うものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 対象

点検・評価は、第2期市川市教育振興基本計画が示す41の施策を対象としました。

3 方法

点検・評価は、第2期市川市教育振興基本計画に基づく平成29年度の重点事業及び成果指標を基に、教育委員会が点検・評価を実施しました。

なお、この点検・評価は、その客観性を確保するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づく学識経験者の知見の活用として市川市教育振興審議会に諮問し、その答申を踏まえて実施しています（詳細は、「5 資料」をご覧ください。）。

●点検・評価の概要●

(1) 重点事業の点検結果

第2期市川市教育振興基本計画に基づく平成29年度重点事業について、計画に対する実績（活動及び効果）及び進捗状況を点検しました。

本報告書では、「実績」欄に活動内容とその効果を文章で表し、「進捗」欄にその進捗状況を以下の記号で表しています。

- | | |
|----------------|---------------------------|
| 進捗の評価
(4段階) | A : 計画どおり進め、顕著な効果が見られた。 |
| | B : 計画どおり進め、効果が見られた。 |
| | C : 計画どおり進めたが、効果が見られなかった。 |
| | D : 計画どおりに進められなかった。 |

(2) 施策の評価

第2期市川市教育振興基本計画が示す41の施策について、それぞれ定めた成果指標の平成29年度の現状を基に、施策の現状を評価しました。

本報告書では、「1. 成果指標」に成果指標の平成29年度の現状を示した上で、「2. 施策の現状・課題」欄に施策の現状の評価及び課題がある場合にはその認識を文章で表しています。

また、「3. 対応」欄に施策の現状の評価結果及び課題認識を踏まえた今後の対応方針を記載しています。